

<法人の麻薬小売業者の業務を行う役員の届出について>

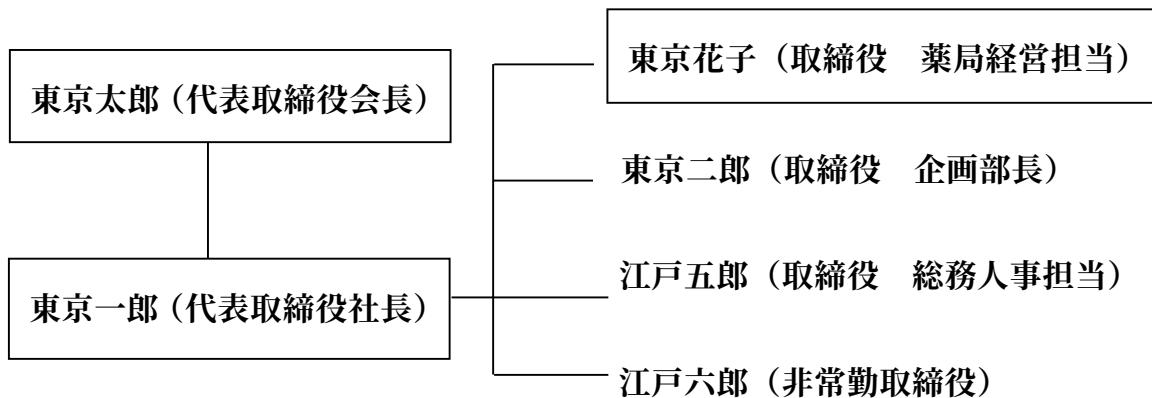
麻薬及び向精神薬取締法では、申請者(薬局開設者)が法人であるときは、その「業務を行う役員」を届け出なければなりません。

法人の役員が複数おり、業務ごとに担当役員を定めている場合は、麻薬及び向精神薬取締法に関する業務を行う担当役員を画定することができます。

その場合、各役員の担当業務を明示した組織図又は業務分掌表の添付が必要です。

<組織図又は業務分掌表の作成例>

株式会社 ○○薬局 の役員業務分掌表



☐ 内が麻薬小売業の業務を行う役員であることを証明する。

令和 年 月 日

東京都荒川区荒川 2-11-1

株式会社 ○○薬局

代表取締役社長 東京一郎

<注意>

役員名は申請・届出時におけるすべての役員（監査役を除く）を記載してください。